

受付番号

※

項番

51

確認欄

※

家賃債務保証業務に関する内部規則等及び組織体制に関する事項等について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第34条第6号及び第7号に規定する事項については、下記の内容であることに相違ありません。

記

◎ 内部規則等及び組織体制に関する事項

| (1) 家賃債務の保証に係る契約の締結に関する事項 | 内部規則等の記載内容（注1） |
|--|----------------|
| ア 居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒まないものである旨が定められている。 | |
| イ 家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、当該住宅確保要配慮者の親族ほか関係者（自然人）の連絡先に関する情報の提供を求めないものである旨が定められている。 | |
| ウ 家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、保証人の設定を求めないものである旨が定められている。 | |
| エ 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者から家賃債務の保証に係る申込みがあった場合の具体的な対応方法が定められている。 | |
| オ 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証委託契約に係る契約の締結の条件を提示する場合の具体的な対応方法が定められている。 | |
| カ 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、居住安定援助賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする住宅確保要配慮者等から家賃債務の保証に関する問合せ等がなされた場合の具体的な対応方法が定められている。 | |
| (2) 帳簿の備付け等に関する事項 | 内部規則等の記載内容（注1） |
| ア 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、法第76条第1項に基づく帳簿の記載及び保存に関する具体的な実施方法が定められている。 | |
| イ 家賃債務保証業務に従事する者が参照するマニュアル等において、法第76条第2項に基づく書類の保存に関する具体的な実施方法が定められている。 | |

◎ 家賃債務保証業務の実施の方法に関する事項

| | |
|--|--|
| ア ①保証委託契約の締結の実績 ②標準的な保証委託契約の内容及びその締結の条件について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものであること。 | <input type="checkbox"/> <small>(該当する場合はチェックボックスに要チェック)</small> (注2) |
| イ 保証委託契約に係る保証委託料が、当該保証委託契約の履行のために要する費用に照らして不当に高いものでないこと。 | <input type="checkbox"/> <small>(該当する場合はチェックボックスに要チェック)</small> |

(注1)

- ・「内部規則等」とは、内部規則その他これに準ずるものをいう。（業務マニュアル等を含む。）
- ・「内部規則等の記載内容」は、内部規則等の記載内容を転記するほか、該当条文等を示すことでもよい。
- ・法第72条第3項に規定する添付書類として、内部規則等の写しを添付すること。

(注2) 公示方法を記載すること。

年 月 日

氏 名 又 は 名 称

〔 (法人である場合) 代表者氏名
 (未成年である場合) 法定代理人の氏名又は名称

〔 〕殿